
プロジェクト **委員会等の運営に関する事項**

項目 **専門委員会の解散**

本資料の目的

1. 本資料は、「企業会計基準委員会等運営規則（以下「運営規則」という。）」第 5 条第 2 項に基づき、専門委員会の解散についてご審議いただくことを目的としている。

これまでの経緯

2. 専門委員会の解散については、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 17 条第 3 項において、「所定のテーマの審議をすべて終了した場合、専門委員会を解散する。」とする定めがある。しかしながら、「所定のテーマの審議をすべて終了した場合」に関する具体的な考え方や解散する際の手続についての定めがないことや、一定期間開催していないにもかかわらず解散していない専門委員会が存在する状況が生じており、所定のテーマの審議がすべて終了していない場合であっても、解散の可否を検討することが必要な場合があることが指摘されていた。
3. このため、第 491 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 21 日開催）において、運営規則に専門委員の任期及び専門委員会の設置に関する定めとあわせて専門委員会の解散について定めることについて審議し、企業会計基準委員会における承認を経て同日付で運営規則の改正を行った。
4. 改正運営規則第 5 条第 2 項では「専門委員会は、一定期間開催されず、当面開催が見込まれない場合には、委員会の決議を経て解散することができる。」と規定することとした。ここで、「一定期間」と認められる具体的な期間や、「当面開催が見込まれない」と判断するための具体的な要件を運営規則で定めることはせず、個別の状況を検討して判断することとしていた。

解散を検討する際の考慮事項

5. 第 4 項に記載のとおり、専門委員会が「一定期間開催されず、当面開催が見込まれない」場合に該当するかどうかについては、運営規則において具体的な要件を定めず個別に判断することとしている。

6. 一方、判断の首尾一貫性を確保するため、解散を検討する際の考慮事項を整理しておくことが有用であると考えられる。ASBJ事務局が考慮事項として検討した内容は次のとおりである。

(1) 専門委員会が開催されていない期間

専門委員会の解散事由とすべき期間については、専門委員会の設置目的に応じた個別の検討が必要となるが、専門委員会の解散を事業年度毎に定期的に検討することとし、3月末を基準日として1年以上開催されていない専門委員会について、個別検討の対象とする。

(2) 当面開催が見込まれないかどうか

専門委員会の開催が当面見込まれないかどうかについても、専門委員会の設置目的に応じた個別の検討が必要となる。検討にあたっては、(1)で示した所定のテーマに関する会計基準等の開発の完了及び追加的な検討のために専門委員会を維持すべき期間の経過に加えて、中期運営方針又は現在開発中の会計基準に関する今後の計画（以下、「運営方針等」という。）において計画されている将来の会計基準の開発やリサーチ活動等に関連して専門委員会が再開される可能性などが考慮事項となることが考えられる。

解散を検討した専門委員会

7. 現在、13の専門委員会が設置されているが、そのうち以下の4つの専門委員会については、2023年3月31日を基準日として1年以上開催されていない状況にある¹²。

専門委員会名	最終開催日	開催されていない期間
収益認識	2021年3月18日	2年0か月
企業結合	2018年12月17日	4年3か月
退職給付	2018年2月20日	5年1か月
連結・特別目的会社	2013年2月12日	10年1か月

¹ 解散の検討対象とする専門委員会における最終開催日、最終開催日の議題及び最終開催日後に公表した会計基準等については、別紙にお示ししている。

² 2023年3月31日までに、第7項に示した4つの専門委員会の開催は予定されていない。

専門委員会の解散に関する検討

8. ASBJ 事務局は、第 6 項に記載の考慮要素を踏まえて、解散の検討対象となる 4 つの専門委員会について次のとおり分析した。

(1) 収益認識専門委員会

- 収益認識専門委員会での議論を経て公表された会計基準及び適用指針の適用時期は 2020 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度であり、適用後の経過期間が長期に及んでいる状況とはなっていない。
- 運営方針等において、本専門委員会での審議を想定する項目はないが、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」についての適用後レビュー（PIR）への対応に関連して、収益認識専門委員会を開催して審議する可能性も想定される。

(2) 企業結合専門委員会

- 最終の専門委員会開催日から 4 年以上が経過している。
- 現在開発中の会計基準に関する今後の計画において、「子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係」が開発中の指針に含まれている。本論点については、過去に第 96 回企業結合専門委員会（2017 年 10 月 13 日開催）及び第 97 回企業結合専門委員会（2018 年 1 月 24 日開催）における審議を踏まえ、第 378 回企業会計基準委員会（2018 年 2 月 9 日開催）において審議が行われていた。その後、プロジェクトの方向性を決定する前にのれんの会計処理に関する国際的な議論の動向を確認することとしていたが、今般、国際的な議論が進捗したため検討を再開することを想定している。本プロジェクトに関する検討を再開した際に、専門委員会での審議を行うかどうかは別途検討予定であるが、専門委員会での審議が行われる可能性がある。
- 2023 年 3 月 1 日開催の企業会計基準諮問会議において、「パーシャルスピンの会計処理について」のテーマ提言がなされている。当該テーマを当委員会の新規テーマとするかどうかは今後審議する予定であるが、仮に新規テーマとする場合、企業結合専門委員会での審議が行われる可能性がある。

(3) 退職給付専門委員会

- 最終の専門委員会開催日から 5 年以上が経過している。
- 運営方針等において、本専門委員会での審議を想定する項目は含まれていない。

(4) 連結・特別目的会社専門委員会

- 最終の専門委員会開催日から10年以上が経過している。
- 中期運営方針において、「連結範囲」がリサーチ活動のテーマ候補に含まれている。「連結範囲」に関するリサーチについては、ASBJ 事務局内部での調査及び研究を行った後に、専門委員会での審議を行うかどうかを含めたプロジェクトの進め方に関する審議を開始することを想定している。今後、ASBJ 事務局内部での調査及び研究に要する期間を考慮すると、当該期間に現在の連結・特別目的会社専門委員会を維持し専門委員の任期管理等を行っていくよりも、専門委員会を解散し、プロジェクトの方向性が見通せる状況となったタイミングで新たな専門委員会の設置の可否を改めて検討することも考えられる。

ASBJ 事務局の提案

9. 第8項の分析を踏まえ、以下の2つの専門委員会については、「一定期間開催されず、当面開催が見込まれない」状況には該当しないと判断し、解散しないこととする。
 - (1) 収益認識専門委員会
 - (2) 企業結合専門委員会
10. 第8項の分析を踏まえ、以下の2つの専門委員会については、「一定期間開催されず、当面開催が見込まれない」場合に該当すると考えられるため、2023年3月31日をもって解散することを提案する。
 - (1) 退職給付専門委員会
 - (2) 連結・特別目的会社専門委員会

以 上

別紙 解散を検討した専門委員会における最終開催日、最終開催日の議題及び最終開催日後に公表した会計基準等

1. 解散を検討した専門委員会における最終開催日、最終開催日の議題及び最終開催日後に公表した会計基準等は以下のとおりである。

専門委員会	最終開催日	最終開催日の議題	最終開催日後に公表した会計基準等	会計基準等の公表日
収益認識	2021年3月18日	収益認識会計基準の適用上の課題に関する要望への対応	● 企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正)	2021年3月26日
企業結合	2018年12月17日	公開草案「企業結合に関する会計基準(案)」等に寄せられたコメントへの対応	● 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(改正) ● 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(改正)	2019年1月16日
退職給付	2018年2月20日	マイナス金利に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応	● 実務対応報告第37号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い」	2018年3月13日
連結・特別目的会社	2013年2月12日	企業会計基準委員会における「特別目的会社の連結範囲等に関する会計基準の検討状況(案)」について	● 特別目的会社の連結範囲等に関する検討の中間取りまとめ	2013年3月29日

以上